

(8) その他前各号に準ずる行為をした場合

第13条 (契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、本契約を解除することができる。
2. 但し、甲又は乙から契約を解除した場合に、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条 (その他)

本案件で、特別に情報提供しなければならないことは、下記に記入すること。

第15条 (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第16条 (契約期間)

本契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第17条 (工事名・工事場所)

名称：

場所：

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙 北九州市小倉北区西港町125-8

光進工業株式会社

代表取締役 細川 忠広

印

TEL(093)581-7046 FAX(093)581-7007

産業廃棄物処理委託標準契約書

収 入

印 紙

[処分用]

排出事業者： _____ (以下「甲」という。) と、
 処分業者： 光進工業株式会社 (以下「乙」という。) は、
 甲の事業場から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市： 北九州市

産業廃棄物の種類：がれき類、ガラスくず、廃石膏ボード、廃プラスチック類、発泡スチロール、木くず、紙くず、繊維くず、鉦さい

許可の有効期限：平成37年9月15日 許可の条件：なし

事業区分：中間処理業 許可番号：7620008204

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類： _____
 数量： _____
 単価： _____

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：光進工業株式会社

所在地：北九州市小倉北区西港町125-8

処分の方法：破 碎 圧 縮 破碎・溶融

施設の処理能力：がれき類 320 t/日 ガラスくず 320 t/日 鉦さい 440 t/日

廃プラスチック 4.1 t/日 発泡スチロール 0.08 t/日 廃石膏ボード 16.8 t/日

紙くず 2.6 t/日 繊維くず 3.4 t/日 木くず 4.0 t/日

4. (再生材の販売先)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の再生処理後の搬入先を下記に記入すること。

廃棄物名	再生処理後の名称	搬入先
がれき類	RM-25・RC-40	一般土木事業者等
ガラスくず	再生埋め戻し材	一般土木事業者等
木くず・繊維くず	サーマル用チップ・マテリアル用チップ	木材開発株式会社
廃石膏ボード	エコブロック・エコライン	清和肥料工業㈱・南古波蔵石灰工業
廃プラスチック類	再生プラ原料	株式会社九大重建環境商事等
紙くず	再生紙	日本資源流通株式会社

5. (搬入業者)

第1条第2項の産業廃棄物の前項に指定する事業場への搬入は、次の収集運搬業者が行う。

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)： _____

住 所： _____

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____

事業の範囲： _____ 事業の範囲： _____

許可の条件： _____ 許可の条件： _____

許可番号： _____ 許可番号： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約の有効期間中、適切な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報とおりでであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼付用ラベル」参照)。

4. 甲は、委託する産業廃棄物のmanifestの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しmanifestの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第4条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。

2. 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3. 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。

4. 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に

負担させない。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはmanifestD票又は電子manifestの処分終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

1. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬については、第2条第2項にて定めた単価に請求重量をかけた金額を請求金額とし、甲はそれにともない支払いをするものとする。
2. 甲は、契約内容と異なったものを搬入した場合、その旨を乙は甲に説明し、協議の上、契約単価と異なる単価にて請求することが出来る。
3. 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
4. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務についての消費税等は、甲が負担する。
5. 甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。支払方法には原則現金とする。ただし、掛け取引を希望する場合は、別途手続きをしなければならない。その際、手形での支払いはできないものとする。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、口頭又は書面によりこれを定めるものとする。ただし第3条第2項、第8条の場合は書面により定めたものとする。

第11条 (機密保持)

甲、乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲又は乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと、および甲又は乙の主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。
2. 甲又は乙が、個人であると団体であると問わず、次の各号のいずれかに該当した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、請負契約の全部または一部を解除することが出来る。なお、請負契約の全部または一部を解除した際、甲又は乙に損害が生じても、相手方はこれを一切賠償しないものとする。
 - (1) 暴力団、暴力団関係者、総会屋、暴力主義的破壊活動を行う団体またはこれらに準ずるものである場合
 - (2) 反社会的勢力への資金提供、または密接な交際があった場合
 - (3) 暴力的または威圧的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識されたものである場合、またはこの者とかかわり、つながりがある場合
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術・暴力的行為、脅迫的言辞を用いた場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、またはそのおそれのある行為、相手方の業務を妨害またはそのおそれのある行為をした場合。
 - (7) 請負契約の履行のために契約するものが前3号のいずれかに該当する場合